



2026年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社 A S I A N S T A R
 代 表 者 名 代表取締役社長 渡 邊 智 彦
 (コード：8946 東証スタンダード市場)
 問 合 せ 先 経営企画室室長 松 永 絵 里 香
 T E L (045) 324-2444 (代表)

第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行
 並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催の取締役会において、Hash Global Alpha Company Ltd. (以下「Hash Global Alpha」といいます。) に対して第三者割当の方法により新株式 (以下「本株式」といいます。) を発行すること、並びにCyber.J Alpha Limited (以下「Cyber. J Alpha」といいます。) 及びSterling Oak Investment Company Ltd (以下「Sterling Oak Investment」といいます。) に対して第三者割当の方法により第10回新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) を発行すること (以下、総称して「本第三者割当」といいます。) を決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本第三者割当に伴い、主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当

1. 募集の概要

<本株式>

① 払 込 期 日	2026年7月21日
② 発 行 新 株 式 数	3,000,000株
③ 発 行 価 額	1株当たり74円
④ 調 達 資 金 の 額	222,000,000円
⑤ 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 Hash Global Alpha 3,000,000株
⑥ そ の 他	上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

① 割 当 日	2026年7月21日
② 発 行 新 株 予 約 権 数	29,200個
③ 発 行 価 額	総額905,200円 (本新株予約権1個当たり31円)
④ 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	2,920,000株

⑤ 調達資金の額	216,985,200円（注） （内訳） 本新株予約権発行分 905,200円 本新株予約権行使分 216,080,000円
⑥ 行使価額	74円
⑦ 行使請求期間	2026年7月22日から2031年7月22日までの期間
⑧ 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 Cyber. J Alpha 12,200個 Sterling Oak Investment 17,000個
⑨ その他	上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

（注） 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、1979年に有限会社陽光住販として創業し、1988年に株式会社陽光都市開発へ組織変更、1993年より投資用マンション「グリフィン」シリーズの供給を開始しました。その後、2005年にジャスダック（現・東京証券取引所スタンダード市場）へ上場、2015年に現商号「株式会社ASIAN STAR」へ変更するなど、45年以上にわたり事業基盤を拡大してまいりました。

2025年3月には新経営陣を迎え入れ、「第二の創業期」と位置づけて経営体制を刷新し、同年6月10日に新たな3か年計画として「中期経営計画（2025-2027年度）」を公表いたしました。その中で、Mission「日本とアジアをつなぐ信頼の架け橋として、地域と共に輝き、持続可能な成長を実現する」、Vision「不動産・金融・アジアネットワークの融合をコアバリューとして、日本とアジアの未来をひらくプラットフォームとなる」を掲げ、「誠実と信頼」、「価値創造」、「知見の融合」、「未来志向」の4つのValueを合わせたMVV（Mission/Vision/Value）を当社の基本的なコンセプトとし、①既存の不動産管理・仲介・賃貸事業による安定収益基盤の深化と、②新規ビジネスとしての機関投資家・富裕層向け不動産販売事業、アセットマネジメント事業及び投資・コンサルティング事業による成長ドライバーの確立を行っていく戦略を掲げました。

当社は、かかる戦略を推し進めるために、①投資用不動産の取得及び開発資金（レジデンス・オフィス・ホテル等）、②アセットマネジメント事業の立ち上げ費用（SPC・ファンド組成、運営体制構築等）への資金の充当を目的として、2025年6月20日開催の取締役会の決議に基づき、同年7月7日に、第三者割当により第7回新株予約権57,000個を発行しました。その後の株価推移等から、現時点までにかかる第7回新株予約権は一切行使されていない状況ですが、当社としては、引き続き上記①及び②の使途に充当する計画を変更しておりません。

上記の第三者割当の実施後も、当社経営陣の間で新規事業領域による成長可能性に関する議論を継続しました。その結果、不動産をブロックチェーン上でトークン化し、デジタル資産として取り扱えるようにする不動産RWA（Real World Assetの略。現実資産）に関する領域において事業を展開していく方針を決定いたしました。具体的には、当社においてこれまでに蓄積してきた不動産の取得・販売・管理に関する既存ノウハウを活用しつつ、ブロックチェーン技術を用いた新たな投資家層への販売チャネルの開拓、収益分配・投資家管理の効率化、海外投資家向けの商品展開を検討してまいります。本第三者割当は、かかる事業構想を実現するための先行投資に必要な資金を調達することを目的としています。

当社内でのこれまでの議論の結果、不動産 RWA 関連事業における収益機会、当社の既存の不動産関連事業とのシナジーについて以下のとおり整理しております。

① 不動産 RWA 関連事業における収益機会

不動産をブロックチェーン上でトークン化し、デジタル資産として取り扱えるようにすることで、当社は、不動産 RWA 商品の組成・販売に伴う手数料収入、トークン化された不動産商品の管理・運用収益、海外投資家向けの不動産販売機会の拡大等の収益機会を得られると考えています。また、当社が取り扱う日本国内不動産を RWA 商品の対象資産候補とすることで、従来の不動産販売に加え、より小口化・デジタル化された形で国内外の投資家に提供できる可能性があります。収益化までのプロセスとしては、まず PoC (Proof of Concept の略。新たなコンセプトの実現可能性、得られる効果などを検証すること) の段階において、対象不動産の選定、法務・税務・会計上の整理、商品設計、投資家管理・収益分配に関するシステム検証を行います。その後、実際の商品組成・販売体制を整備し、国内外の投資家に対する販売チャネルを構築することで、事業化を目指します。

② 既存の不動産関連事業とのシナジー

当社は、従前より日本国内における不動産の取得、開発、販売、賃貸及び管理等を通じて、不動産事業に関する知見を蓄積し、強固な事業基盤を構築してまいりました。不動産関連 RWA に関する事業構想は、当社の既存の不動産関連事業と切り離されたものではなく、当社が有する不動産関連のノウハウ、物件情報、管理運営体制をフル活用し、日本不動産を国内外のより多様な投資家層に提供するための事業拡張として位置づけています。

近年、ブロックチェーン技術及びトークン化技術の進展により、不動産等の実物資産をデジタル化し、投資家管理、権利移転、収益分配等をより効率的に行う可能性が広がっています。特に、不動産 RWA の領域では、投資単位の小口化、海外投資家を含む販売チャネルの拡大、投資家管理・分配業務の効率化等が期待されています。もっとも、これらは技術導入のみで直ちに実現するものではなく、対象不動産の選定、権利関係の整理、法務・税務・会計面の検討、投資家保護を踏まえた商品設計、販売・管理体制の構築が重要となります。当社は、既存の不動産関連事業を通じてこれらに関する知見を豊富に蓄積しており、これらを活用することで、不動産 RWA 関連の事業構想を効果的・効率的に推進していくことができると考えております。

当社は、上記の事業構想を実行に移すため、2026年2月20日開催の取締役会において、2026年3月27日開催の定時株主総会に、定款の事業目的に「ブロックチェーン基盤技術および関連ソリューションの研究、開発、提供」及び「Web3.0に基づくプラットフォームの企画、開発、運営およびトークノミクス設計・スマートコントラクト監査」等を追加するための議案を上程することを決定しました。そして、当該議案は上記の定時株主総会において承認可決されました。その次のステップとして、不動産 RWA 関連領域における本格的な取組みを推進するため、①Web3 及び RWA 関連領域における事業化に関する豊富なトラックレコードを有する Hash Global Advisory Company Ltd. (本株式の割当予定先である Hash Global Alpha を管理する会社。以下「Hash Global Advisory」といいます。) が運営主体となって立ち上げる会社 (会社名: Hash Global Build And Build Company Ltd.) に対して出資すること、及び不動産関連 RWA に関する先行調査を実施すること、②不動産関連 RWA とオンチェーン金融 (注) との接続を前提とした RWA インフラを構築し、他社にも提供可能なプラットフォームの開発を目指すことを決定いたしました。本第三者割当は、これらの施策に充当するための資金を調達するものであります。なお、これらの施策は、当社が 2026 年 6 月初旬に設立した香港法人 Asian Star (Hong Kong) Limited (以下「ASIAN STAR 香港」といいます。) が中心となって講じる予定です。当社は、本第三者割当により資金を確保し、成長可能性が高いと考える Web3 及び RWA 関連領域に積極的に投資することにより、中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指してまいります。

(注)「オンチェーン金融」とは、ブロックチェーン技術を基盤とし、取引の記録、決済、スマートコントラクトの実行を分散型ネットワーク上で直接行う金融形態を意味します。

(2) 第三者割当を選択した理由

① 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対して本株式（調達額 222,000,000 円）及び本新株予約権（最大調達額 216,985,200 円）を第三者割当の方法によって割り当てるものです。本株式については払込期日に資金を調達することができ、本新株予約権については割当予定先による行使によって段階的に資金を調達する仕組みとなっております。

② 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討してまいりました。当社は、本株式の発行により、当社の短期的な資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、新株発行による増資を今回の資金調達に含めることといたしました。また、中期的には更なる資金需要及び資本の積増しに係るニーズがありますが、これらについては、即時の希薄化を抑え既存株主の利益に配慮するため、段階的に行使が進むことにより資金の調達及び資本の増強が可能となる本新株予約権に拠ることが適切であると考へ、今般の資金調達方法を選択いたしました。

また、当社が今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本第三者割当による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本資金調達の特徴)

[メリット]

- (i) 本株式の発行により、発行時に一定の資金の調達をすることが可能となります。
- (ii) 本新株予約権の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に行使が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。
- (iii) 本新株予約権には、その目的である当社普通株式数は 2,920,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化に一定の配慮がなされた設計となっております。
- (iv) 本新株予約権の行使価額は発行決議日の直前取引日（2026 年 6 月 25 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額に固定されており、修正条項が付されていない分、資金調達のスピード感や蓋然性は低くなりますが、行使が進めば、当初想定したとおりの金額の資金を調達することができます。
- (v) 本新株予約権による調達金額は資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

[デメリット]

- (i) 本株式の発行により、12.65%（本株式に係る議決権数（59,200 個）を 2025 年 12 月 31 日現在の総議決権数（237,219 個）で除して算出）という有意な規模の希薄化が即時に生じます。
- (ii) 本株式については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に発行予定額の満額の資金調達が行われるわけではありません。
- (iii) 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使の完了までに時間がかかる可能性があります。
- (iv) 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは

限らず、資金調達の時期には不確実性があります。

- (v) 第三者割当方式という当社と特定の割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- (i) 公募増資等により今回調達する資金の全額を調達しようとする、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- (ii) 普通社債又は借入れによる資金調達では、利息負担が生じ、調達金額が全額負債として計上されるため、本第三者割当において調達するのと同規模の資金をすべて負債により調達した場合、財務健全性が低下する可能性があります。
- (iii) 株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- (iv) 転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場合現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- (v) いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取扱業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
438,985,200	7,000,000	431,985,200

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用(3,000,000円)、第三者算定機関報酬費用(1,500,000円)、反社会的勢力調査費用(450,000円)、登記関連費用(1,300,000円)、印刷事務費用(700,000円)及び東京証券取引所に支払う新株券等の発行等に係る料金(50,000円)です。かかる内訳の金額はいずれも概算額です。
- 3 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

差引手取概算額 431,985,200 円につきましては、一層の事業拡大及び収益力の向上のための資金に充当する予定です。かかる資金の内訳については、以下のとおりです。なお、調達した資金は、実際の支出まで

は当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

<本株式並びに本新株予約権の発行に係る手取金の使途>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①子会社である ASIAN STAR 香港への投融資（Web3 及び RWA 関連領域の会社（Hash Global Build And Build Company Ltd.）への出資、不動産関連 RWA に関する先行調査費用等）	219	2026 年 7 月～2027 年 3 月

<本新株予約権の行使に係る手取金の使途>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
②子会社である ASIAN STAR 香港への投融資（RWA とオンチェーン金融の接続に関する独自インフラの構築等）	213	2027 年 5 月～2027 年 12 月

本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。支出予定時期の期間中に本新株予約権の全部又は一部の行使が行われず、本新株予約権の行使による調達資金の額が支出予定額よりも不足した場合には、自己資金の活用及び銀行借入れ等他の方法による資金調達の実施により上記の使途への充当を行う可能性があります。

<差引手取概算額の使途について>

当社は、不動産をブロックチェーン上でトークン化し、デジタル資産として取り扱えるようにする不動産 RWA 事業構想を推進するために、本第三者割当により調達する資金を、まず、仮想通貨である BNB（世界最大の仮想通貨取引所である BINANCE が発行した独自の仮想通貨）等のデジタルアセットの購入・運用を行う会社（Hash Global Build And Build Company Ltd.）への出資に充当し、Web 及びブロックチェーン領域において実務をリードする BNB に係るエコシステムとの間で深い接点を持ち、当社の不動産 RWA 事業構想の実現可能性、軌道修正すべき点を検証するとともに、本格的な事業展開に向けて、将来において不動産 RWA の販売先となり得る Web3 関連の投資家や事業会社を開拓することを目指します。また、並行して、当社独自に事業構想の適法性の調査やオペレーション体制の構築等を進め、不動産 RWA 事業の PoC を進めます（資金使途①）。

そして、第二段階として、本第三者割当により得られる資金を活用して、不動産 RWA 商品の組成・販売、トークン化された不動産商品の管理・運用を行うためのインフラを構築します。まずは、自社で当該インフラを活用して不動産 RWA の拡販を行いつつ、将来的には当該インフラを他社にも提供可能なプラットフォームに進化させることも目指してまいります（資金使途②）。

資金使途①及び②の詳細は以下のとおりです。

- ① 子会社である ASIAN STAR 香港への投融資（Web3 及び RWA 関連領域会社（Hash Global Build And Build Company Ltd.）への出資、RWA に関する先行調査費用等）

当社は、本株式の発行等により調達する資金 219 百万円を、2026 年 7 月に出資又は融資により当社子会社である ASIAN STAR 香港に供給する予定です。出資、融資のいずれの方法を採用するかは、香港の法律、会計に係る制度等を踏まえ決定する予定です。

ASIAN STAR 香港は、当該資金のうち、160 百万円を、Hash Global Advisory が 2026 年 2 月に設立した Web3 及び RWA 関連領域の会社 (Hash Global Build And Build Company Ltd.) への出資に充当する予定であります。

Hash Global Build And Build Company Ltd. は、BNB 等のデジタルアセットの購入・運用を行う可能性がありますが、当社グループによる出資の目的は、単に投資収益の獲得することではありません。かかる出資は、当社が推進する不動産 RWA 関連領域の事業構想の実現可能性を高めるための事業開発・検証の一環として位置づけています。具体的には、当社は、今後、日本不動産を裏付けとする RWA 商品の組成・販売・管理、及び海外投資家を含む新たな投資家層への販売チャネル拡大を目指しています。その中で、BNB に係るエコシステムは、グローバルな Web3 投資家層、流動性、ウォレット・決済・トークン流通基盤を有しており、当社の不動産 RWA 事業を海外市場に展開していく上で非常に参考となり得るものです。当社は、Web3 関連領域における技術チームや投資家との連携を通じて、不動産のトークン化、ブロックチェーンを活用した不動産取引、及びデジタル金融基盤との接続可能性について検証を進め、当社の既存不動産事業と RWA 領域を接続するための事業基盤の構築を目指してまいります。

ASIAN STAR 香港は、残りの 59 百万円について、2026 年 7 月～2027 年 3 月に、不動産関連 RWA の PoC の一環の先行調査を目的として、以下に記載のとおり充当する予定です。

充当予定項目	充当予定金額 (百万円)
海外での不動産 RWA 案件の企画・組成に向けた既存のトークナイゼーション・プラットフォームの利用 (外部ベンダーが提供するセキュリティトークン・RWA 基盤の利用料など)	25
事業構想の適法性の調査 (外部弁護士への依頼に際しての報酬など)	3
不動産案件組成に伴う実行費用 (初期案件獲得のための営業・事業開発チームの組成に係る人件費、提携先との交渉に係る諸経費など)	14
想定しているストラクチャリングの実現可能性の検証 (ストラクチャリングに係る助言の提供を依頼する外部アドバイザーへの報酬の支払いなど)	6
オペレーションチームの組成・オペレーション体制の構築 (KYC/AML (本人確認・資金洗浄対策) のシステムの構築に際しての外注費用など)	10
その他人件費	1
合計	59

② 子会社である ASIAN STAR 香港への投融資 (RWA とオンチェーン金融の接続に関する独自インフラの構築等)

当社は、本新株予約権の行使等により調達する資金 213 百万円を、2027 年 5 月以降、出資又は融資により当社子会社である ASIAN STAR 香港に供給する予定です。出資、融資のいずれの方法を採用するかは、香港の法律、会計に係る制度等を踏まえ決定する予定です。

当社グループは、上記①に記載の PoC を不動産関連 RWA に関する事業構想のフェーズ 1 と位置付けていますが、2027 年 5 月以降は、フェーズ 2 として、不動産関連 RWA を単発の取組みとして組成するだけでなく、オンチェーン金融との接続を前提とした RWA インフラを構築し、他社にも提供可能なプラットフォームの形とするために、本新株予約権の行使により調達する資金を、以下に記載のとおり充当する予定であります。

充当予定項目	充当予定金額 (百万円)
独自の RWA インフラの要件定義・開発準備・開発に要する費用 (スマートコントラクト及びフロントエンド開発、外部システムの API 連携など)	12

RWA インフラの技術導入・運用保守	4
自社構築 RWA インフラの適法性調査、ライセンス取得、規約整備など	10
RWA インフラの販売に係る営業体制の拡充（営業人員の採用など）	15
マーケティング（広報、顧客・投資家向け発信など）	3
パートナー開拓（案件獲得、導入推進などに伴う費用など）	9
対外投資枠（事業機会の獲得、案件パイプラインの形成及び外部専門機能へのアクセスを目的とした投資待機資金など）	160
合計	213

当社が 2025 年 7 月 7 日に発行した第 7 回新株予約権については、本日までに一切行使されておらず 57,000 個が残存していますが、かかる新株予約権の行使により調達する資金については、以下のとおり、本第三者割当とは別の使途に充当する予定です（発行当時に定めた資金使途から変更はありません。）。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①投資用不動産取得及び開発資金 （レジデンス・オフィス・ホテル等）	466	2025 年 7 月～2028 年 6 月
②アセットマネジメント事業立ち上げ費用（SPC・ファンド組成、運営体制構築等）	100	2025 年 7 月～2026 年 12 月
合計	566	

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当し、更なる事業規模拡大と企業価値向上を図ることによって、当社の中長期的な株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本株式

本株式の払込金額については、割当予定先との協議により、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026 年 6 月 25 日）の当社普通株式の終値である 74 円といたしました。

取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値としたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的な株式価値を適正に反映していると判断したためです。

なお、本株式の払込金額は、上記取締役会決議日の直前取引日（2026 年 6 月 25 日）までの直近 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（円未満を四捨五入。以下、同じです。）である 75 円に対して 1.33%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率又はディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、上記取締役会決議日の直前取引日（2026 年 6 月 25 日）までの直前 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である 80 円に対して 7.5%のディスカウント、同直前 6 ヶ月間の終値の単純平均値である 83 円に対して 10.84%のディスカウントとなる金額です。

本株式の払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この

判断に基づいて、当社取締役会は、本株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社の監査等委員会から、本株式の払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び本新株予約権の割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2026年6月26日付で本新株予約権の評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を受領いたしました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026年6月25日）の市場環境等を考慮し、当社の株価（本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価）、ボラティリティ（32.6%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（1.9%）等について一定の前提を置き、かつ、本新株予約権の割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の公正価値を算定しております。

本新株予約権の行使価値につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である74円としました。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（31円）を赤坂国際会計による価値評定価値と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社の監査等委員会は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当における本株式の数 3,000,000 株に、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数（2,920,000 株）を合算した総株式数は 5,920,000 株（議決権数 59,200 個）であり、これは、2025年12月31日現在の当社発行済株式総数 23,808,200 株（議決権総数 237,219 個）に対して、24.87%（議決権総数に対し 24.96%）の希薄化（小数点第三位を四捨五入）に相当します。

しかしながら、当社としては、上記のとおり、本株式及び本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「3 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① Hash Global Alpha

① 名 称	Hash Global Alpha Company Ltd.		
② 所 在 地	Sea Meadow House, P.O. Box 116, Road Town, Tortola, British Virgin Islands		
③ 代表者の役職・氏名	Director, Mingyuan ZHOU		
④ 設 立 根 拠 等	ブリティッシュヴァージン諸島法に基づく Business Company		
⑤ 事 業 内 容	投資コンサルティング業		
⑥ 資 本 金	100 米ドル		
⑦ 設 立 年 月 日	2021 年 9 月 14 日		
⑧ 発 行 済 株 式 総 数	100		
⑨ 決 算 期	12 月		
⑩ 従 業 員 数	1 名		
⑪ 主 要 取 引 先	Value Internet Venture II LP		
⑫ 主 要 取 引 銀 行	East West Bank		
⑬ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	Everlasing Win Limited (BVI) 99.5% Mingyuan ZHOU 0.5%		
⑭ 当社と当該会社との関係	出 資 関 係	当社グループは、2026 年 7 月に、Hash Global Alpha を管理する会社である Hash Global Advisory が立ち上げる会社（会社名：Hash Global Build And Build Company Ltd.）に出資を行う予定です。	
	人 事 関 係	該当事項はありません。	
	資 金 関 係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	
⑮ 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
純 資 産	4,401 米ドル	4,401 米ドル	4,401 米ドル
総 資 産	4,401 米ドル	4,401 米ドル	4,401 米ドル
1 株 当 たり 純 資 産 額	44 米ドル	44 米ドル	44 米ドル
売 上 高	0 米ドル	0 米ドル	0 米ドル
営 業 利 益 又 は 損 失	0 米ドル	0 米ドル	0 米ドル
経 常 利 益 又 は 損 失	0 米ドル	0 米ドル	0 米ドル
当 期 純 利 益 又 は 損 失	0 米ドル	0 米ドル	0 米ドル

1株当たり当期純利益又は損失	0米ドル	0米ドル	0米ドル
1株当たり配当金	0米ドル	0米ドル	0米ドル

② Cyber. J Alpha

① 名 称	Cyber. J Alpha Limited		
② 所 在 地	Sea Meadow House, P.O. Box 116, Road Town, Tortola, British Virgin Islands		
③ 代表者の役職・氏名	Director, Chenyao Jiang		
④ 設立根拠等	ブリティッシュバージン諸島法に基づく Business Company		
⑤ 事業内容	投資業		
⑥ 資本金	1,000米ドル		
⑦ 設立年月日	2026年3月26日		
⑧ 発行済株式総数	1,000株		
⑨ 決算期	12月		
⑩ 従業員数	1名		
⑪ 主要取引先	該当事項はありません。		
⑫ 主要取引銀行	Zenus Bank		
⑬ 大株主及び持株比率	Chenyao Jiang 100%		
⑭ 当社と当該会社との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 設立後、最初の事業年度が終了していないため、「当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態」は記載していません。

③ Sterling Oak Investment

① 名 称	Sterling Oak Investment Company Ltd		
② 所 在 地	Sea Meadow House, P.O. Box 116, Road Town, Tortola, British Virgin Islands		
③ 代表者の役職・氏名	Director, Yan SHEN		
④ 設立根拠等	ブリティッシュバージン諸島法に基づく Business Company		
⑤ 事業内容	投資コンサルティング業		

⑥ 資 本 金	1 米ドル	
⑦ 設 立 年 月 日	2026 年 3 月 30 日	
⑧ 発 行 済 株 式 総 数	1 月	
⑨ 決 算 期	12 月	
⑩ 従 業 員 数	1 名	
⑪ 主 要 取 引 先	該当事項はありません。	
⑫ 主 要 取 引 銀 行	DogPay	
⑬ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	Yan SHEN 100%	
⑭ 当 社 と 当 該 会 社 と の 間 の 関 係	出 資 関 係	該当事項はありません。
	人 事 関 係	該当事項はありません。
	資 金 関 係	該当事項はありません。
	技 術 又 は 取 引 関 係	該当事項はありません。

(注) 設立後、最初の事業年度が終了していないため、「当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態」は記載していません。

当社は、割当予定先並びにその役員及び株主（以下「割当予定先関係者」と総称します。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（本社：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表者：小坂橋仁）に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年4月20日付で受領しております。同調査報告書において、割当予定先については情報が不足している旨の記載があったことから、当社においても、インターネット検索による調査及びそれぞれの代表者に対するヒアリングを実施し、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。また、当社と割当予定先それぞれとの間で締結予定の引受契約書において、割当予定先から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。

なお、当社は、東京証券取引所に対して、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① Hash Global Alpha

当社は、上記「2 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、Web3及びRWA関連領域を当社の成長戦略における重点領域の一つとして位置付けましたが、そのための取組みを早期に立ち上げるために、当該領域において事業立上げ、投資等に関する豊富な実績を有すると共に、広汎なネットワークを保有するパートナーとの連携を模索しておりました。そのような折、2025年12月に、現在の当社の香港子会社であるBelgravia Capital Group Holdings Limitedの従業員であり、ASIAN STAR香港の責任者を務める予定であるWu Xing Yuanがアラブ首長国連邦のドバイで開催された「Binance Blockchain Week」に参加した際に、Hash Global Advisoryに所属すると共にHash Global AlphaのDirectorであるMingyuan ZHOU氏との間でブロックチェーン・Web3の業界の展望について意見交換を行いました。なお、Wu Xing Yuan

は、2025年8月頃、その友人からの紹介を通じて、Hash Global グループの創業者と出会い、Hash Global グループがアジアにおける Web3 投資領域において一定の実績及びネットワークを有する投資機関であり、ブロックチェーンインフラ、デジタルアセット及び関連エコシステムに関する知見を有していることを認識しておりました。当社は、2025年12月の「Binance Blockchain Week」においてMingyuan ZHOU氏に出会った際に、不動産領域におけるブロックチェーンの活用を中心とする当社の構想を伝え、両社間の連携の可能性に係る協議を打診し、受諾されました。その後、両社は本格的な協議を開始しましたが、かかる協議の過程で、Hash Global Advisory から、自らが新たに立ち上げる会社への当社による出資、そのための資金支援、具体的には同社の関係会社である Hash Global Alpha による株式の引受けの打診がありました。当社としては、Hash Global Advisory との関係構築により、資金面での支援にとどまらず、将来的な Web3 及び RWA 関連事業の検討に資する情報、知見及び事業機会への接点を得ることが可能になるものと判断した結果、Hash Global Alpha を本株式の割当予定先として選定しました。なお、Mingyuan ZHOU 氏から、Hash Global Advisory は Web3 の管理プラットフォームを開発・提供する会社であり、グループ内において投資、資金支援を担う会社は Hash Global Alpha である旨の説明を受けたため、Hash Global Advisory ではなく Hash Global Alpha を割当予定先としました。

② Cyber. J Alpha

Cyber. J Alpha については、ASIAN STAR 香港の責任者を務める予定である Wu Xing Yuan が学生時代から交友関係を有していた、Cyber. J Alpha の創業者である Chenyao Jiang 氏から紹介を受けました。2025年8月頃、Wu Xing Yuan が Chenyao Jiang 氏に対して Web3 及び RWA 関連領域における事業構想を説明したところ、Chenyao Jiang 氏は一定の関心を示しました。その後も、Wu Xing Yuan 及び Chenyao Jiang 氏は、ブロックチェーン及び Web3 関連のイベントに共に参加したり、意見交換を行ったりしましたが、2026年3月頃、Chenyao Jiang 氏から、当社の中長期的な方向性に共感したことから、Chenyao Jiang 氏が日本の会社向けに投資するための会社として設立した Cyber. J Alpha を通じてエクイティ性の証券を引き受けたい旨の申し出がありました。当社としては、新規の取組みに対して中長期的な目線を持って支援してくれる投資家を探していたことから、Cyber. J Alpha に対して本新株予約権を割り当てることにいたしました。

③ Sterling Oak Investment

当社と Sterling Oak Investment は、Cyber. J Alpha の創業者である Chenyao Jiang 氏から Sterling Oak Investment の創業者である Yan SHEN 氏の紹介を受ける形で接点を持ちました。Chenyao Jiang 氏によれば、Yan SHEN 氏は過去に Chenyao Jiang 氏がカナダに在住していた時からの友人とのことです。2025年11月頃、ASIAN STAR 香港の責任者を務める予定である Wu Xing Yuan が Yan SHEN 氏に対して Web3 及び RWA 関連領域における事業構想を伝えたと、Yan SHEN 氏においても、Chenyao Jiang 氏と同様に、当社の Web3 及び RWA 関連領域の事業構想に関心を示し、その後、Sterling Oak Investment を通じた当社への出資の意向が示されました。当社としては、Sterling Oak Investment も Cyber. J Alpha と同様に、当社の新規の取組みに対して中長期的な目線を持って支援してくれる投資家であると考え、Sterling Oak Investment に対しても本新株予約権を割り当てることにいたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

Hash Global Alpha からは、本株式の引受けは、Web3 及び RWA 関連領域における事業上の連携を見据えたものであるため、本株式を中長期的に保有する予定である旨の説明を受けております。なお、当社は、Hash Global Alpha から、払込期日から2年以内に第三者割当により取得する本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

本新株予約権の割当予定先は、上記「(2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の中長期的な方向性について一定の理解を有し、持続的な成長を期待していることから、本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針であるとのことです。但し、本新株予約権の行使により交付を受

けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針である旨の説明を受けています。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。当社取締役会がかかる承認を行った場合には、速やかに開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① Hash Global Alpha

Hash Global Alpha については、その Director である Mingyuan ZHOU から、現時点においては Hash Global Alpha は本株式に係る払込金額以上の金額の現預金を保有していないものの、払込期日までに、その株主である Everlasting Win Limited から 2 百万米ドル又は 3 億円の出資を受ける予定であり、かかる出資金をもって本株式に係る払込みに充てる旨、及び Everlasting Win Limited は、かかる出資金について、その親会社である DL Holdings Group Limited から資金の提供を受けて、Hash Global Alpha に対して払い込む予定である旨の説明を受けました。当社は、かかる説明を裏付ける資料の提出を求めたところ、Hash Global Alpha 及び Everlasting Win Limited の間の Subscription Form (引受契約) のドラフト (Everlasting Win Limited が Hash Global Alpha に対して 2 百万米ドル又は 3 億円を出資する旨が記載されている。)、Everlasting Win Limited の 2026 年 5 月 14 日付 Board Resolution (取締役決定書。かかる出資を行う旨が決定されている。)、Everlasting Win Limited の親会社が DL Holdings Group Limited であることを示す資本構成図、DL Holdings Group Limited が保有する取引銀行に係る口座残高の写し (2026 年 4 月 30 日付。残高は 2 百万米ドル又は 3 億円を上回っている。) が提供され、かかる説明が実態を伴うものであることを確認いたしました。

② Cyber. J Alpha

Cyber. J Alpha については、暗号資産決済プラットフォームである DogPay 上の口座における 2026 年 6 月 4 日時点の残高が分かる資料の提供を受け確認したところ、その残高は Cyber. J Alpha が引き受ける本新株予約権の発行に係る払込金額を上回っていました。Cyber. J Alpha の Director である Chenyao Jiang 氏によれば、当該口座にある資金は、Cyber. J Alpha がその株主及び Director である同氏からの借入れにより調達した資金であるとのことです。当該借入れの元本は 3,000 米ドル、利息は年率 10%、返済期日は 2029 年 5 月 10 日 (期日一括返済) である旨の説明を受けました。

本新株予約権の行使に当たっては、原則として、本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を行うこともある旨、Cyber. J Alpha の Director である Chenyao Jiang 氏から説明を受けました。

③ Sterling Oak Investment

Sterling Oak Investment については、暗号資産決済プラットフォームである DogPay 上の口座における 2026 年 6 月 4 日時点の残高が分かる資料の提供を受け確認したところ、その残高は Sterling Oak Investment が引き受ける本新株予約権の発行に係る払込金額を上回っていました。Sterling Oak Investment の Director である Yan SHEN 氏によれば、当該口座にある資金は、Sterling Oak Investment がその株主及び Director である同氏からの借入れにより調達した資金であるとのことです。当該借入れの元本は 4,000 米ドル、利息は無し、返済期日は 2029 年 12 月 31 日 (期日一括返済) である旨の説明を受けました。

本新株予約権の行使に当たっては、原則として、本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を行うこともある旨、Sterling Oak Investment の Director である Yan SHEN 氏から説明を受けました。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2025年12月31日現在)		募集後	
D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED (常任代理人 東海東京証券株式会社)	20.66%	D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED (常任代理人 東海東京証券株式会社)	16.53%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	12.09%	Hash Global Alpha Company Ltd.	10.12%
Boom Securities (H.K.) Limited-Clients' Account (常任代理人 マネックス証券株式会社)	4.68%	KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	9.68%
トウカイトウキョウセキュリティーズアジアリミテッド (常任代理人 東海東京証券株式会社)	4.33%	Sterling Oak Investment Company Ltd	5.74%
Futu Securities International (Hong Kong) Limited (常任代理人 moomoo 証券株式会社)	2.61%	Cyber. J Alpha Limited	4.12%
BBH/DBS BANK (HONG KONG) LIMITED A/C 005 NON US (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	2.10%	Boom Securities (H.K.) Limited-Clients' Account (常任代理人 マネックス証券株式会社)	3.74%
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	2.08%	トウカイトウキョウセキュリティーズアジアリミテッド (常任代理人 東海東京証券株式会社)	3.46%
株式会社SBI証券	1.68%	Futu Securities International (Hong Kong) Limited (常任代理人 moomoo 証券株式会社)	2.09%
楽天証券株式会社共有口	1.43%	BBH/DBS BANK (HONG KONG) LIMITED A/C 005 NON US (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	1.68%
株式会社証券ジャパン	1.42%	INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	1.67%

(注) 1 募集前の大株主及び持株比率は、2025年12月31日現在の所有株式数に係る議決権数を、同日の総議決権数で除して算出しております。

2 募集後の大株主及び持株比率は、2025年12月31日現在の総議決権数に、本株式の第三者割当による増加株式数、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数を加味した数字であります。

3 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当が当社の2026年12月期の連結業績に与える影響は軽微であります。当社は、本第三者割当により調達した資金を成長投資に活用することにより、当社グループの持続的な企業価値の向上を実現し得ると考えております。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	2,125,968千円	3,351,829千円	4,541,319千円
営業利益	53,425千円	51,327千円	195,765千円
経常利益	47,610千円	59,692千円	184,686千円
親会社株主に帰属する当期純利益	40,946千円	18,476千円	113,088千円
1株当たり当期純利益	1.94円	0.78円	4.77円
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	91.13円	93.69円	98.86円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	23,808,200株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	7,195,000株	30.2%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注) 潜在株式はストック・オプションとして発行した新株予約権及び第三者割当により発行した第7回新株予約権に係る潜在株式であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期

始 値	83 円	84 円	82 円
高 値	158 円	121 円	140 円
安 値	81 円	67 円	71 円
終 値	84 円	84 円	77 円

② 最近 6 ヶ月間の状況

	2026 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
始 値	79 円	81 円	108 円	89 円	82 円	77 円
高 値	83 円	159 円	113 円	92 円	85 円	77 円
安 値	77 円	79 円	84 円	79 円	73 円	71 円
終 値	80 円	107 円	87 円	82 円	79 円	74 円

(注) 2026 年 6 月の株価については、2026 年 6 月 25 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	2026 年 6 月 25 日
始 値	75 円
高 値	75 円
安 値	74 円
終 値	74 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	2023 年 7 月 31 日
調 達 資 金 の 額	392,700,000 円 (差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	19,308,200 株
当該募集による発行株式数	4,500,000 株
募集後における発行済株式数	23,808,200 株
割 当 先	YEAR GOLD LIMITED. 2,000,000 株 QUEEN VENATION PTE. LTD. 1,500,000 株 Rila International Investment Co., Limited 1,000,000 株
発行時における当初の資金使途	①不動産販売事業資金 273 百万円 : 2023 年 8 月～2024 年 3 月 ②戦略的投資資金 119.7 百万円 : 2023 年 8 月～2024 年 3 月

	<p>※2024年10月11日「(開示事項の変更) 新株式発行により調達した資金の支出予定時期変更に関するお知らせ」(2024年10月16日付適時開示により変更後のものを指します。)で公表したとおり、以下のとおり、支出予定時期を変更しております。</p> <p>①不動産販売事業資金 273百万円：2023年8月～2025年3月</p> <p>②戦略的投資資金 119.7百万円：2023年8月～2024年10月</p>
現時点における充当状況	全額充当済みであります。

・第三者割当による第7回新株予約権の発行

割 当 日	2025年7月7日
発行新株予約権数	57,000個
発行価額	総額2,736,000円
発行時における調達予定資金の額	566,626,000円(差引手取概算額)
割 当 先	Pentagram 2号ファンド 25,000個 ZUITING XIA 25,000個 呉文偉 7,000個
募集時における発行済株式数	23,808,200株
現時点における行使状況	全て未行使
発行時における当初の資金用途	①投資用不動産取得及び開発資金(レジデンス・オフィス・ホテル等) 466百万円：2025年7月～2028年6月 ②アセットマネジメント事業立ち上げ費用(SPC・ファンド組成、運営体制構築等) 100百万円：2025年7月～2026年12月
現時点における充当状況	全て未行使のため充当無し

11. 発行要項
別紙ご参照

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当に伴い、本株式の割当予定先である Hash Global Alpha が新たに当社の主要株主となる予定です。

2. 異動する株主の概要

Hash Global Alpha の概要については、上記「I 第三者割当 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予

定先の概要」に記載のとおりです。

3. 当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前	0個 (0株)	0.00%	—
異動後	30,000個 (3,000,000株)	11.23%	第2位

(注) 1 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年12月31日現在の総株主の議決権の数237,219個に、本株式3,000,000株に係る議決権の数を加えて算出しております。

2 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

4. 異動予定年月日

2026年7月21日

5. 今後の見通し

特段記載すべき事項はございません。

以 上

株式会社 ASIAN STAR
新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 3,000,000 株

2. 募集株式の払込金額

1 株につき 74 円

3. 払込金額の総額

222,000,000 円

4. 申込期日

2026 年 7 月 21 日

5. 払込期日

2026 年 7 月 21 日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額：111,000,000 円

増加する資本準備金の額：111,000,000 円

7. 募集及び割当の方法

第三者割当の方法により、すべての新株式を以下のとおり割り当てる。

Hash Global Alpha Company Ltd. 3,000,000 株

8. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 横浜西口支店

9. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役又はその代理人に一任する。

(3) 会社法その他の法律の改正等により本発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

株式会社 ASIAN STAR
第 10 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社 ASIAN STAR 第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2026 年 7 月 21 日

3. 割当日

2026 年 7 月 21 日

4. 払込期日

2026 年 7 月 21 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権を以下のとおり割り当てる。

Cyber. J Alpha Limited	12,200 個
Sterling Oak Investment Company Ltd	17,000 個
合計	29,200 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,920,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号及び第(3)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

29,200 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 31 円（本新株予約権の払込総額金 905, 200 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、74 円とする。なお、行使価額は、次項第(1)号乃至第(4)号に定めるところに従い調整されることがある。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & \text{発行又は} & \text{1株当たりの発行} \\
 & & & \text{処分株式数} & \text{又は処分価額} \\
 & & \text{既発行普通} & + & \text{時価} \\
 & & \text{株式数} & & \\
 \text{調整後} & \text{調整前} & & & \\
 \text{行使価額} & \text{行使価額} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}} & \\
 \end{array}$$

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価（本項第(3)号(ロ)に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含

む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) その他

- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日)に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。
- (ハ) 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ニ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以

降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2026年7月22日から2031年7月22日（但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

13. 本新株予約権の取得事由

当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通

知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズモデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。また、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率等について一定の前提を置き、また、流動性を考慮し、かつ、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を仮定して第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金31円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は、2026年6月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

19. 行使請求受付場所

株式会社 ASIAN STAR 管理部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 横浜西口支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役又はその代理人に一任する。

(3) 会社法その他の法律の改正等により本発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上